

年 金

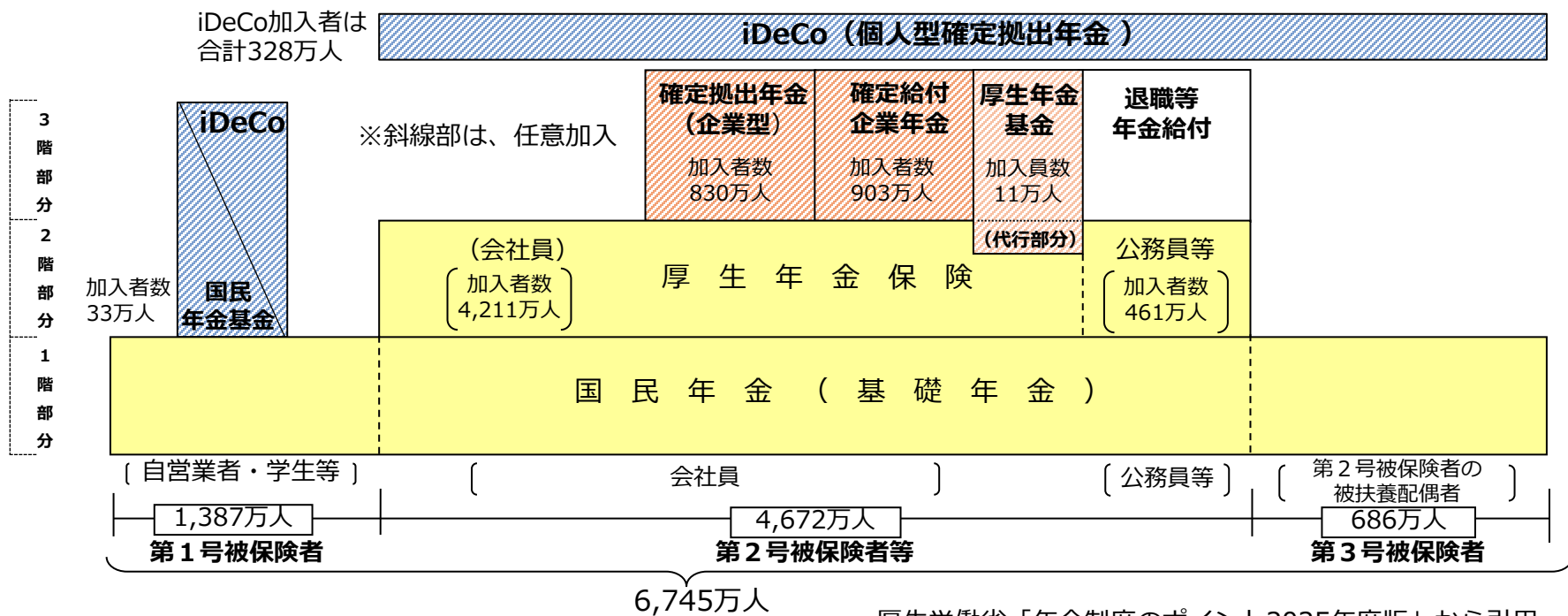
★ わが国の公的年金制度の特徴

- 日本年金機構が行う事務の認可
- 市町村へ交付する事務取扱交付金の審査
- 企業年金に対する指導・監督
- 年金記録の訂正請求事案に関する調査
- 保険者による年金給付や保険給付などの処分決定に係る審査請求に関する事務

★ わが国の公的年金制度の特徴

わが国の公的年金制度は「国民皆年金」という特徴をもち、「①20歳以上の全ての人が共通して加入する国民年金（基礎年金）」、「②会社員や公務員が加入する厚生年金」による、いわゆる「2階建て」と呼ばれる構造になっています。

また、「③公的年金とは別に掛金を納めて公的年金に上乗せして給付を行う企業年金」などは、いわば「3階部分」として、国民の自主的な努力によって高齢期の所得保障を充実させる役割を果たしています。



■ 日本年金機構が行う事務の認可

日本年金機構が権限を委任されている事業所などに対する滞納処分や立入検査などを行う場合は、事前に厚生労働大臣の認可を受ける必要があります。この認可の権限は、厚生労働大臣から地方厚生局長に委任されているため、近畿厚生局では、日本年金機構から提出される滞納処分や立入検査などの申請内容を審査し、認可書を交付しています。

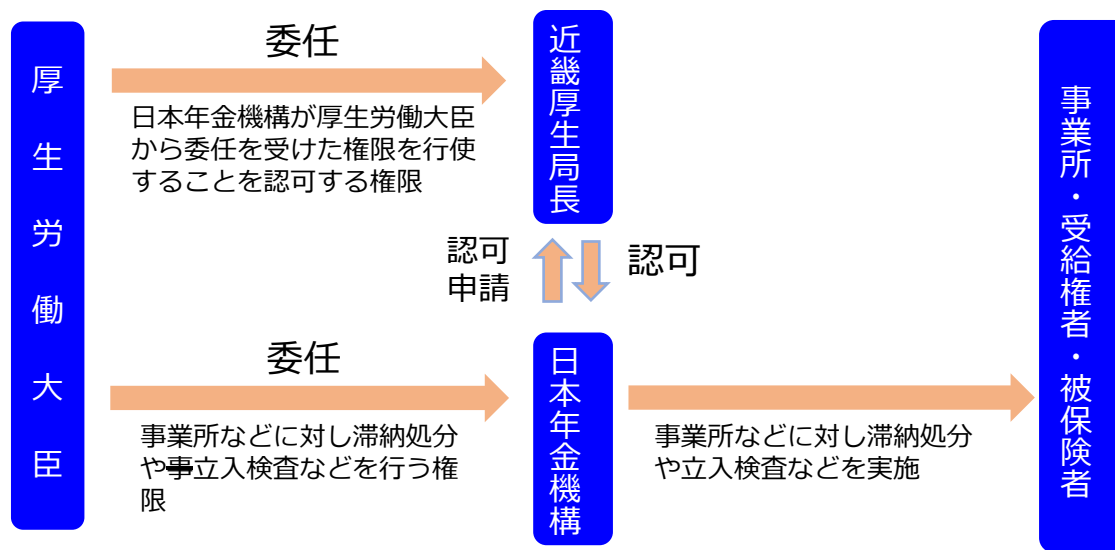


滞納処分とは

保険料を期日までに納付しない事業所などに対し行う法的な手続き。

公的年金制度では、厚生年金保険法などの規定に基づいて、保険料を期限までに納付しない場合には、まず、督促状を出したうえで、その指定期限内に納付しなければ、滞納者の財産を差し押さえて売却、保険料に充当するなどの強制徴収を行うことができる。

【認可の業務の流れ】

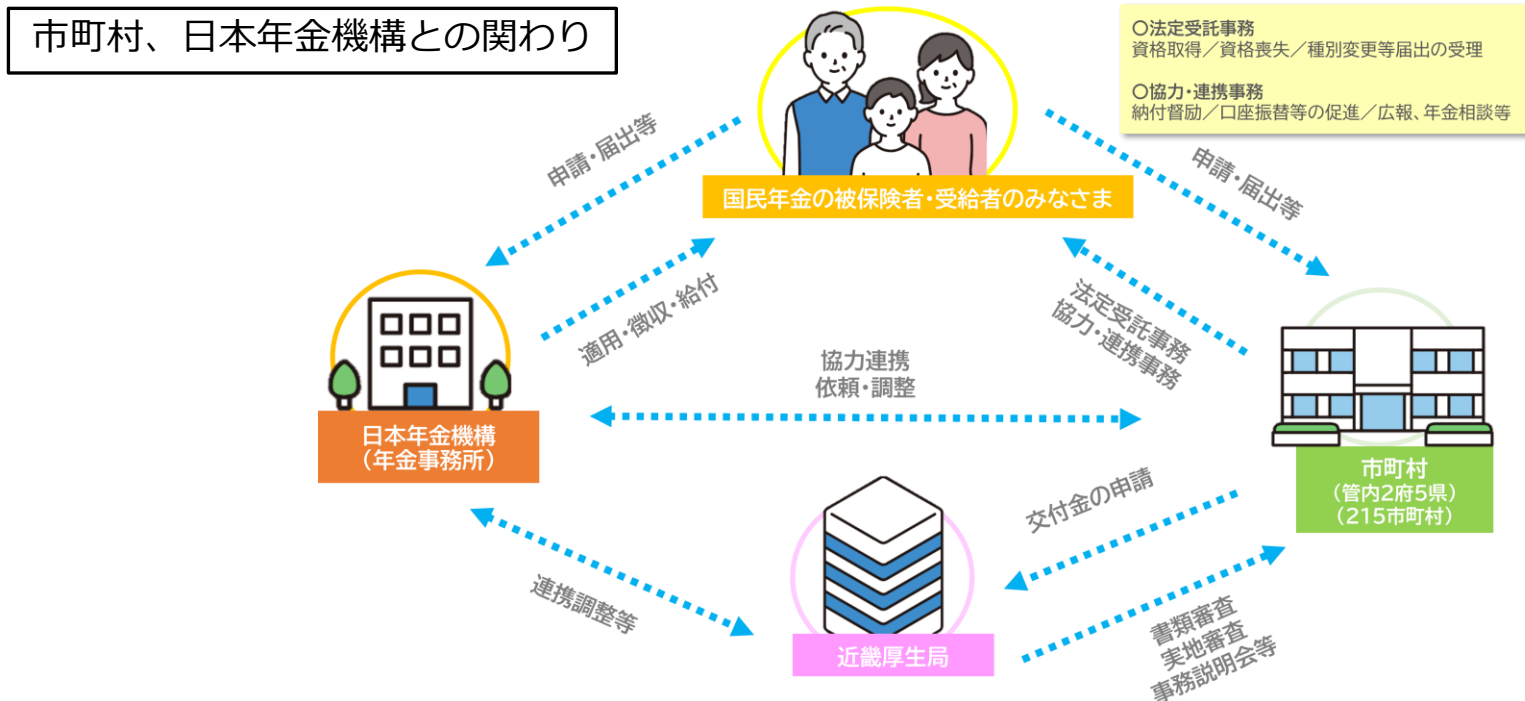


■ 市町村へ交付する事務取扱交付金の審査

市町村は住民の窓口として国民年金や年金生活者支援給付金に関する事務を行っています。

その事務に必要な費用については、「国民年金等事務取扱交付金」や「年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金」として国から市町村へ交付しています。

近畿厚生局では、これらの交付金の審査などを行っています。



■ 企業年金に対する指導・監督

公的年金に上乗せして給付を保障する制度として、企業などが年金資金を管理・運用して給付する企業年金や、自営業の方などの国民年金第1号被保険者が任意に加入する国民年金基金などがあり、高齢期の生活をより豊かに送るための制度として重要な役割を果たしています。

近畿厚生局では、企業年金（確定給付企業年金・確定拠出年金（企業型））に対する事業運営に関する指導・監督などを行っています。



確定給付企業年金とは

事業主が従業員と給付の内容をあらかじめ約束し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けることができる制度。

確定拠出年金(企業型)とは

事業主や従業員が拠出した掛金を、従業員が自らの責任において運用を行い、高齢期において従業員がその結果に基づいた給付を受けることができる制度。



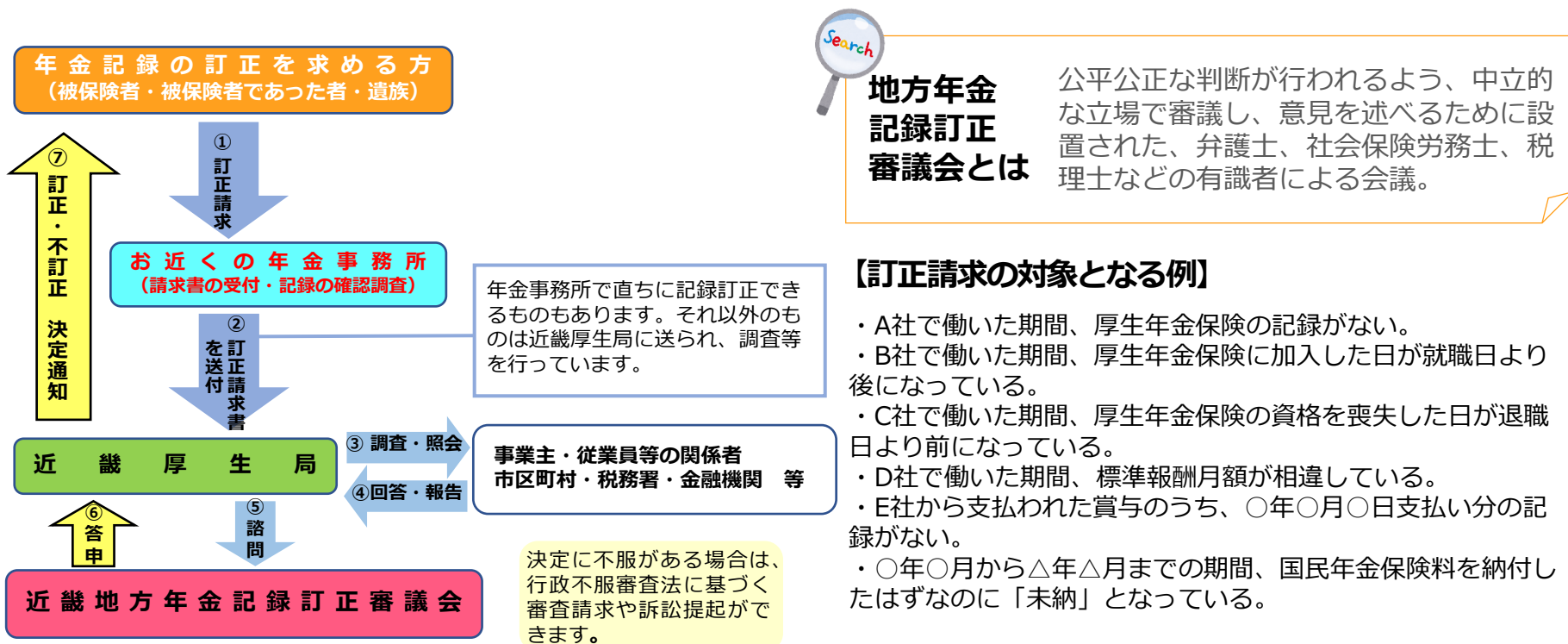
企業年金連合会近畿地方協議会役職員研修会の様子

■ 年金記録の訂正請求事案に関する調査

厚生年金保険や国民年金に加入していた期間や保険料の納付状況など年金記録が事実と異なると、将来受け取る年金額が少なくなってしまうことがあります。

年金記録が事実と異なると思われる方は、年金記録の訂正請求をすることができます。（請求窓口は年金事務所）

近畿厚生局では、訂正請求に基づき、関係する法人や行政機関などに対する調査や資料収集を行い、訂正や不訂正の決定を行っています。なお、決定にあたっては、近畿地方年金記録訂正審議会の意見を聴くこととしています。



■ 保険者による年金給付や保険給付などの処分決定に係る審査請求に関する事務

保険者（厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会など）が行った年金給付や保険給付などの処分決定に不服がある場合に、裁判制度の前置制度として簡易な手続きにより不服申立て（審査請求）ができるという社会保険審査制度が設けられています。

近畿厚生局では、厚生年金、国民年金、健康保険などの加入資格や年金給付や保険給付の処分決定に関する不服申立てへの対応をしています。

